



連絡のとれない組合員の 取り扱いについて

Question

設立から20年ほど経ち、事業利用に積極的な組合員にも恵まれ事業運営を行っています
が、一部の組合員の中にはまったく連絡が取れないために1年にわたり組合費（賦課金）を
払ってくれません。また、脱退した組合員が出資金の返還請求をしてこないの
で、未払出資金が3年間も残っている状態になっています。どのように対処すればいい
のでしょうか？

Answer

連絡が取れない組合員がいると、組合の運営にも、組合の経理にも支障が出てきます。そこで、2パターンに分けて説明をします。

①現在組合員であるが連絡が取れない組合員の場合

その組合員が現在も組合員資格を有している限り、組合員が脱退の申し出をしなければ賦課金を支払わなくとも組合員としての地位は残ります。しかし、連絡が取れないことから、脱退届けを提出してもらうことも難しく、組合員としての義務である賦課金の支払いをしていないことには変わりありません。そこで、組合としては除名の決議を行うことで、組合員を強制的に脱退させることとなります。中小企業等協同組合法第19条第2項に規定している条件に合致する場合のみ除名の決議を行うことができます。除名までの手続きについては弊会発行の「組合事務の手引き」37ページに記載していますので、ご参照ください。

組合の定款の規定によっては除名の場合には持分の半分しか払戻しをしないこととしているところがありますので、返還する持分は未払持分に、残りの半分は資本準備金に計上してください。

②脱退したが出資金（持分）の返還請求をしない元組合員の場合

脱退した組合員は組合に対し自己の持分払戻請求権を有します。持分の算定は脱退した事業年度末の財産によって算定されるため、法定脱退であったとしても、すぐに持分払戻請求権を行使することはできません。翌期に行われる通常総会後に行使することができることとなります。

脱退組合員が持つ請求権ですが、組合にとってもいつ請求されるか分からず、債務を有しておくことは不安なものです。そこで組合法では持分払戻請求権に2年間の時効を設定しています。2年間持分払戻請求がなされなければ、時効によって請求権が消滅することになります。

今回の場合、脱退して3年になり、払戻請求もないということですので、時効が成立し、未払出資金で計上していた金額を雑収入に振り替えてください。その際、脱退組合員には時効により持分払戻請求権が消滅した旨内容証明郵便等により通知することを勧めます。

特に除名に関しては厳格な手続きを踏む必要がありますので、一度中央会にご相談ください。